

福知山市廃棄物処理施設のあり方検討に係るサウンディング型市場調査 実施要領

令和 8 年 4 月
福知山市市民生活部生活環境課

1 調査の背景

福知山市（以下「本市」といいます。）環境パークに所在するごみ焼却施設は、平成 12 年度に稼働を開始し、平成 25 年度から平成 28 年度には基幹的設備改良工事を行い、令和 8 年度で経過年数が 27 年となります。また、同環境パーク内に所在するリサイクルプラザは平成 15 年度に稼働を開始しており、令和 8 年度で経過年数が 24 年となります。

基幹的設備改良工事等により施設の延命化に努めてきておりますが、いずれの施設も稼働開始から 20 年以上が経過し、施設の老朽化の進行による運営費の増大や、人口減少及びごみ減量施策の推進に伴うごみ処理量の減少による施設規模の過剰化（処理効率の低下）が課題となっています。

今後ごみの処理体制を安定的に確保するため、本市のごみ処理施設の今後の整備及び運営について、施設の延命化や適正規模による施設更新、ごみ処理の広域化・集約化だけでなく、民間事業者への委託や公民連携等、幅広い選択肢を視野に入れて検討を行うこととしました。

本検討をより現実的なものとするためには、民間事業者の意向を確認し、意見や提案を募る必要があります。従って、いずれの選択肢にも柔軟に対応できるこの時期に、将来の廃棄物処理施設のあり方検討に係るサウンディング型市場調査を実施することにしました。

2 調査の目的

本調査は、本市における将来の廃棄物処理施設のあり方を検討するにあたり、多様な選択肢を視野に入れながら、民間事業者の知見を踏まえた、持続可能かつ効率的な処理体制の構築を検討するものです。

なお、本調査の結果については、別途開催を予定しております有識者会議等で報告させていただく予定です。

3 現状

(1) ごみ処理の現状

近年の本市のごみ処理量の実績は、以下のとおりです。

表 1 ごみ処理量の実績

項目	単位	実績				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ごみ焼却施設	t/年	20,724	21,234	20,427	17,823	16,919
直接焼却	t/年	19,952	20,473	19,739	17,308	16,443
生活系ごみ	t/年	10,990	11,680	11,046	10,455	9,855
事業系ごみ	t/年	8,433	8,408	8,344	6,578	6,326
産業廃棄物	t/年	529	385	349	275	262
可燃性残渣	t/年	772	761	688	515	476
生活系ごみ	t/年	376	386	395	329	344
事業系ごみ	t/年	0	0	0	0	0
産業廃棄物	t/年	396	375	293	186	132
リサイクルプラザ	t/年	4,684	4,470	4,343	4,102	4,096
可燃性粗大ごみ	t/年	662	619	577	435	409
生活系ごみ	t/年	322	315	331	278	296
事業系ごみ	t/年	0	0	0	0	0
産業廃棄物	t/年	221	167	111	76	43
建設系産業廃棄物	t/年	118	138	134	81	71
不燃ごみ	t/年	2,281	2,283	2,143	2,039	1,973
生活系ごみ	t/年	2,224	2,209	2,074	1,951	1,849
事業系ごみ	t/年	56	74	69	88	124
不燃性粗大ごみ	t/年	870	737	804	813	945
生活系ごみ	t/年	870	737	804	813	945
ペットボトル	t/年	183	186	191	193	192
生活系ごみ	t/年	173	175	179	180	179
事業系ごみ	t/年	9	11	12	13	13
缶	t/年	182	179	168	158	147
生活系ごみ	t/年	180	178	167	156	144
事業系ごみ	t/年	2	1	1	2	3
びん	t/年	507	467	460	464	430
生活系ごみ	t/年	391	383	369	349	329
事業系ごみ	t/年	116	83	92	115	101

本市環境パークの概要を以下に示します。

表 2 環境パークの概要

項目	内容	
施設の名称	福知山市ごみ焼却施設	福知山市リサイクルプラザ
所在地	京都府福知山市字牧小字神谷285	同左
所管	福知山市	同左
敷地面積	28,600㎡	同左
竣工年月	平成12年3月竣工 平成29年3月基幹的設備改良工事完了	平成15年3月竣工
形式	ストーカ式焼却炉	不燃ごみ・粗大ごみ：破砕選別 缶類：圧縮選別 プラスチック製容器包装類：圧縮梱包

項目	内容	
処理能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却設備：150 t /24h (75 t × 2 炉) ・木材処理設備：3 t /h 	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ・粗大ごみ：13.5 t /日 ・缶類：3.0 t /日 ・プラスチック製容器包装類：4.6 t /日 ・ダンボール・新聞・雑誌類等：3.9 t /日
施設概要	受入・供給設備：ピット&クレーン方式 ガス冷却設備：水噴射方式 排ガス処理設備：乾式有害ガス除去装置、 バグフィルタ 余熱利用設備：温水利用方式 通風設備：平衡通風方式 灰処理設備：灰バンカ方式 (飛灰は薬剤安定化处理) 排水処理設備：再循環無放流方式(凝集 沈殿及びろ過方式)	不燃ごみ・粗大ごみ系列： 破袋・機械選別 缶類処理系列： 破袋・機械選別・圧縮 プラスチック製容器包装類処理系列： 破袋・手選別・圧縮梱包
総事業費	約45億円	約21億円
施工会社	三菱重工業株式会社	三菱重工業株式会社・株式会社松村組JV
運転管理	委託	同左
職員数	総括責任者：1名(全施設共通) 副総括責任者：1名 運転班：12名	総括責任者：1名(全施設共通) 副総括責任者：1名 運転班：3名
搬入対象物	家庭及び事業所で発生する一般廃棄物の 可燃性ごみ(生ごみ、紙くず、布類、皮 革製品、タンスなどの可燃性の粗大ご み、布団など)及び市内で発生する一部 の産業廃棄物	家庭及び事業所で発生する一般廃棄物の 不燃性ごみ及び粗大ごみ

(2) 将来ごみ量の推計値について

新施設の竣工開始は令和22年度を想定しています。

以下に示す令和22年度のごみ処理量は、令和2年度から令和6年度までの実績に基づく増減傾向をもとに推計したものであり、今後実施される可能性のある減量化施策等は考慮していません。

令和22年度の可燃ごみを焼却施設で処理する場合の施設規模は、1日あたり57トンと見込んでいます。これは、災害廃棄物処理に対応するための10パーセントの余力を含んだ数値です。この余力を除いた通常の処理規模としては、1日あたり52トンと想定しています。

また、資源ごみをリサイクル施設で処理する場合の施設規模は1日あたり16.4トンを見込んでいます。

表 3 令和 22 年度のごみ処理量の推計値

	概要
施設区分	ごみ焼却施設及びリサイクル施設
施設規模	<p>①ごみ焼却施設：57t/日（28.5t/日×2 炉）</p> <p>※1 災害廃棄物処理量 10%を含めた施設規模 災害廃棄物処理量を含まない場合の施設規模は 52t/日</p> <p>※2 1 炉あたり年間 290 日運転（全連続運転）</p> <p>※3 エネルギー回収率は 17.0%以上とする。</p> <p>②リサイクル施設：16.4t/日</p> <p>※年間 242 日運転（1 日 5 時間運転） （内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性粗大ごみ処理系列：2.1t/日 ※ 計画月変動係数：1.37 ・ 不燃・粗大ごみ処理系列：12.6t/日 ※ 計画月変動係数：1.24 ・ ペットボトル処理系列：1.0t/日 ※ 計画月変動係数：1.40 ・ 缶処理系列：0.7t/日 ※ 計画月変動係数：1.15
計画処理量	<p>①ごみ焼却施設：15,063t/年</p> <p>②リサイクル施設：3,504t/年（ビンのストック量を含む） （内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性粗大ごみ処理系列：366t/年 ・ 不燃・粗大ごみ処理系列：2,453t/年 ・ ペットボトル処理系列：171t/年 ・ 缶処理系列：131t/年 ・ ビン：383t/年（ストック量）

ごみピット内の組成調査結果をもとに設定した計画ごみ質は、以下のとおりです。この値は、令和2年度から令和6年度までに年間4回実施している調査結果の平均値から算出したものです。

表 4 計画ごみ質

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ		
三成分	水分 (%)	50.75	42.41	34.06	→高質/低質 = 1.54	
	可燃分 (%)	43.38	52.12	60.85		
	灰分 (%)	5.87	5.48	5.09		
低位発熱量 (kcal/kg)		1,649	2,091	2,532		
(kJ/kg)		6,900	8,750	10,600		
単位容積重量 (kg/m ³)		270	184	98		
種類組成	ちゅう芥類 (%)	22.54	11.80	0.68		合計が100%になるように調整。
	紙・紙類 (%)	40.77	57.13	72.79		
	木・竹・藁類 (%)	23.43	14.15	4.47		
	プラスチック類 (%)	6.77	14.28	21.66		
	不燃物類 (%)	1.68	0.47	0.00		
	その他 (%)	4.81	2.18	0.40		
	計 (%)	100.00	100.00	100.00		

4 調査内容

以下の項目について回答を求めます。回答は【民間委託ケース】と【公民連携ケース】のうち1つのみで構いません。なお、両ケースに限らずPPP、PFI等民間のノウハウを活用するケースの提案をしていただいても構いません。その場合、自由様式にて提案の概要を、「見積様式（PPP、PFI等）」にて整備費、運営費の概算見積を提示お願いします。

【民間委託ケース】：民間施設に一般廃棄物（可燃ごみ及び資源ごみ）の処理を委託するケース

対象となる施設は、すでに稼働している既存の民間施設に加え、現在計画中新設施設（これから建設されるもの）も含まれます。民間側が独自に整備を進める施設に対して、本市が処理を委託する形を想定しています。

（1）処理受入可否等について

- 1-1 可燃ごみ及び資源ごみを全量受け入れることが可能でしょうか。不可の場合は受入可能量（年間・1日あたり）を記載してください。
- 1-2 令和22年度～令和41年度の20年間にわたって継続受入が可能でしょうか。
- 1-3 令和42年度以降（20年後）の受入に関する方針・考え方を記入してください。

（2）処理方式について

- 2-1 可燃ごみの処理方式（①焼却、②焼却＋バイオガス化、③ガス化溶融、④その他）を選択してください。

（3）残渣処理・燃料の引取等について

- 3-1 焼却灰、残渣等について、令和22年度から令和41年度までの20年間にわたり処理委託が可能かご回答ください。また、現時点で想定している処理方法や処理先があれば、併せてご記載ください。

（4）契約期間・費用等について

- 4-1 想定している契約期間を記入してください。
- 4-2 20年間委託に係る処理費用総額及び処理単価（概算）を記入してください。

（5）施設情報とリスク対応について

- 5-1 施設の所在地または計画地を記入してください。
- 5-2 処理不能時（故障等）の対応策（例：代替施設、協力体制など）を記入してください。

（6）その他

- 6-1 処理受入にあたっての問題となる条件や留意点を記入してください。
- 6-2 現時点での課題や懸念事項、ご意見等があれば記入してください。

【公民連携ケース】：一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理することを前提として、民間事業者が新たに整備する施設に、本市が処理を委託するケース

施設の建設段階から、本市による一般廃棄物の処理委託を見込んだうえで、民間と連携して整備を進める形を想定しています。

(1) 処理方式等について

- 1-1 可燃ごみの処理方式（①焼却、②焼却+バイオガス化、③ガス化溶融、④その他）を選択してください。
- 1-2 一般廃棄物（可燃ごみ及び資源ごみ）を処理するうえで、問題のある条件等があれば記載してください。
- 1-3 本市以外から受入予定の廃棄物の種類と量について記載してください。

(2) 処理委託・処理物の取扱いについて

- 2-1 焼却灰、残渣等について、令和 22 年度から令和 41 年度までの 20 年間にわたり処理委託が可能かご回答ください。また、現時点で想定している処理方法や処理先があれば、併せてご記載ください。

(3) 契約・費用・用地等について

- 3-1 想定している契約期間について記載してください。
- 3-2 20 年間の処理委託を想定した場合、本市が負担する金額、及び処理単価の想定値があれば併せて記載してください。
- 3-3 建設用地の候補について記載してください。
- 3-4 新施設の建設に必要な用地の取得、調査、設計、行政手続き等は、民間事業者で実施予定ですか。

(4) 事業手法・実施体制・スケジュールについて

- 4-1 発注形態の希望（事業手法 [PFI、民間単独整備など]、公民分担の希望など）があれば記載してください。
- 4-2 事業の実施体制について記載してください。
- 4-3 処理開始時期を令和 22 年度とした場合の、事業スケジュールを記載してください。

(5) リスク対応・将来の方針等について

- 5-1 御施設が故障等により処理不能となった場合の対応について記載してください。
- 5-2 20 年後の処理についての考え（例：引き続き受け入れ可能か）を記載してください。
- 5-3 地域へのエネルギー利用についての考えを記載してください。
- 5-4 課題があれば記載してください。また、本市に期待することがあれば併せて記載してください。

5 参加対象者と提案に求める要件

サウンディング型市場調査に参加することができる者は、(1)に示す参加要件を満たす者で、(2)に示す提案要件を満たす内容を実施できる能力を有する民間企業、NPO法人等の法人、各種団体等とします。

(1) 参加要件

- (ア)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (イ)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者
- (ウ)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (エ)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者
- (オ)会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申し立てがなされていない者
- (カ)国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していないこと
- (キ)銀行取引停止処分がなされていない者
- (ク)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である代表者、役員または使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと
- (ケ)参加表明書等の提出時において、本市から指名停止の措置を受けていない者

(2) 提案要件

- (ア)騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される内容でないこと
- (イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動ではないこと
- (ウ)公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動ではないこと
- (エ)その他、本市が本事業との関連性が低いと判断する行為ではないこと

6 サウンディング型市場調査の実施について

(1) サウンディング型市場調査の申込受付

本実施要領により、民間施設を活用した廃棄物処理施設のあり方検討に係るサウンディング型市場調査への参加事業者を募集します。

参加を希望する方は、エントリーシート(様式1)、誓約書(様式2)及びヒアリングシート(様式3)に必要事項を記入し、令和8年6月29日(月)までに「9 連絡先及び提出先」に記載するメールアドレス宛てに参加申込を行ってください。なお、メールの件名は【サウンディング型市場調査 参加申込】としてください。

(2) 個別対話の実施

1グループ90分を目安に、ヒアリングシート(様式3)に沿って対話を実施します。対話の実施期間は、令和8年7月13日(月)～17日(金)頃を予定していますが、これにより難しい場合については、別途協議を行い、調整いたします(調整上、ご希望に添えない場合もあります)

ので、予めご了承ください。)

説明資料の提出は必須としませんが、説明の補足に必要な場合は、エントリーシート（様式1）及びヒアリングシート（様式2）と併せて、メールにてご提出ください。また、必要に応じて関連施設の見学希望も受け付けますが、施設の利用状況によっては見学できない可能性もありますのでご了承ください。また、調査に出席する人数は、1グループ5名以内とさせていただきます。

なお、Web併用も可能とします。（Web併用の場合は、本市がホスト開催の設定を行い、Zoomを基本とします。）※完全Webは不可とします。

（3）サウンディング型市場調査の結果の概要公表について

調査の実施結果については、参加者数と提案内容の概要等について公表を予定していますが、参加者名、事業者のノウハウに係る部分等の非公開とすべき内容は公表しません。公表する内容については参加者へ事前に確認します。

（4）質問の受付・回答

本調査に質問がある場合は、質問書（様式4）に質問事項を記載し、「9 連絡先及び提出先」のメールアドレス宛てに送付してください。

7 スケジュールについて

表 5 調査スケジュール

日程	内容
令和8年4月28日（火）	サウンディング型市場調査資料の公表
令和8年5月15日（金）	質問書の提出期限
令和8年5月26日（火）	質問書に対する回答の公表
令和8年6月29日（月）	エントリーシート及びヒアリングシートの提出締切
令和8年7月13日（月）～17日（金）	個別対話の実施

8 留意事項

（1）参加者の扱い

- （ア）調査は、参加事業者のアイデア及びノウハウを保護するため個別に行います。
- （イ）参加者の名称は公表しません。また、そこで得たアイデアやデータについては今後検討する公募条件の整理等のために活用しますが、参加者の承諾なしに公表は行いません。
- （ウ）当該施設に関する公募事業等が実施される場合、調査への参加実績や社会実験の実績が優位性を持つものではありません。

(2) 調査に関する費用

調査への参加に伴う移動や書類作成及び提出等に係る全ての費用は、参加者の負担とします。

(3) 追加調査への協力依頼

必要に応じて、追加調査（文書照会を含む）を実施させていただくことがあります。

(4) その他

(ア)調査で提出された書類については、著作権は作成事業者に帰属しますが、返却はいたしません。

(イ)調査にあたって知り得た情報を、許可なく第三者に伝えることを禁止します。

(ウ)調査に不参加でも、将来実施可能性のある事業公募に参加することは可能です。

9 連絡先及び提出先

〒620-0913

京都府福知山市字牧 285 番地

福知山市 市民生活部 生活環境課

環境・廃棄物対策係 辻原

電話：0773-22-1827

e-mail：kankyou-park□city.fukuchiyama.lg.jp

※送付の際は、□を@に変換してください。